

NETIS活用のメリット

▶開発者（登録）のメリット

✓NETIS(申請情報)に登録されると、国及び地方公共団体等の発注者、施工業者、コンサルタント等に情報が提供されることによって、活用される機会が増えることが期待できます。
 (※国土交通省ではその技術を認定や推奨するものではなく、また登録された新技術が必ず公共事業で活用されるとは限りません)

✓登録された技術が公共工事で活用され、活用の効果が優れていた技術は「有用な新技術」に選定される等があります。

▶施工者のメリット

✓技術評価点の向上

価格と技術提案の優劣を数値化して落札者を判定する「総合評価落札方式」において、NETIS 登録技術を採用した技術提案を行う事で技術評価点の向上が見込めます。

✓工事成績評定点の向上

NETIS 登録技術を活用した施工を行った場合、工事が完成した段階で発注者により採点される工事成績評定点の加点対象となります。施工のコスト縮減や工期短縮の実現等、質の高い施工実績を残す事で、次回の入札に有利となる評価につながります。

■ 評価例 ・ ・ 工事成績評定点で最大3点加点 !!

創意工夫 ・ 新技術活用

【新技術活用】

「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、**最大3点の加点**とする。

以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。

- (該当技術数：) NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は**3点の加点**とする。
- (該当技術数：) NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は**2点の加点**とする。
- (該当技術数：) NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は**1点の加点**とする。
- (該当技術数：) NETIS 登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は**2点の加点**とする。
- (該当技術数：) NETIS 登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は**1点の加点**とする。

※ここで「**有用とされる技術**」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。

※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。

評価項目	【評価】
1. 創意工夫	<input type="checkbox"/> 施工に使う器具、工具、資機材に関する工夫又は設備材後の試運転調整に関する工夫。 <input type="checkbox"/> フォトリソ加工装置の部品交換の簡便化に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 鋼材加工に機械等の遠隔操作方式などでの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 積雪と凍結防止等の対策に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ駆動の制御、配管のつなぎ等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 特別な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 新たな設備材や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 新たな設備材や材料を用いた工事。
2. 新技術活用	<input type="checkbox"/> 以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。 <input type="checkbox"/> (該当技術数：) NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は3点の加点とする。 <input type="checkbox"/> (該当技術数：) NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> (該当技術数：) NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は1点の加点とする。 <input type="checkbox"/> (該当技術数：) NETIS 登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> (該当技術数：) NETIS 登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は1点の加点とする。

地方整備局工事成績評定・考査項目別運用表

■ 有用な技術について

○活用促進技術

各地方整備局等の新技術活用評価会議は、優れた技術の活用促進を図るため、「活用促進技術」を指定します。活用促進技術は、活用効果評価において総合的に普及しており全国に普及することが有益と判断される技術等に該当する技術から選考されます。指定された技術は「活用推進技術（新技術活用評価会議（○○地方整備局）」という名称を使用できます。

○推奨技術

本省の新技術活用システム検討会議は、公共事業等に関する技術の水準を一層高めるために画期的な新技術を対象に「推奨技術」あるいは「準推奨技術」として選定します。選定された技術は、「○○年度推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」又は「○○年度準推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」という名称を使用できます。

○準推奨技術

○技術促進技術

また、他機関等の実績に基づき公共工事等に関する技術水準等を高めることが見込める技術については「技術促進技術」に位置づけられます。

●旧実施要領での技術の位置付け

○設計比較対象技術

活用効果評価において、技術の優位性が高く安定性が確認されている技術については「設計比較対象技術」として位置づけ、設計業務において設計比較の対象とします。

○少実績優良技術

活用効果評価において、技術の優位性が高いのと評価は得られているものの直轄工事等における実績が少なく技術の安定性が確認されていない技術については、「少実績優良技術」として位置づけ、技術の安定性が確認されるまでの間、活用等に努めます。